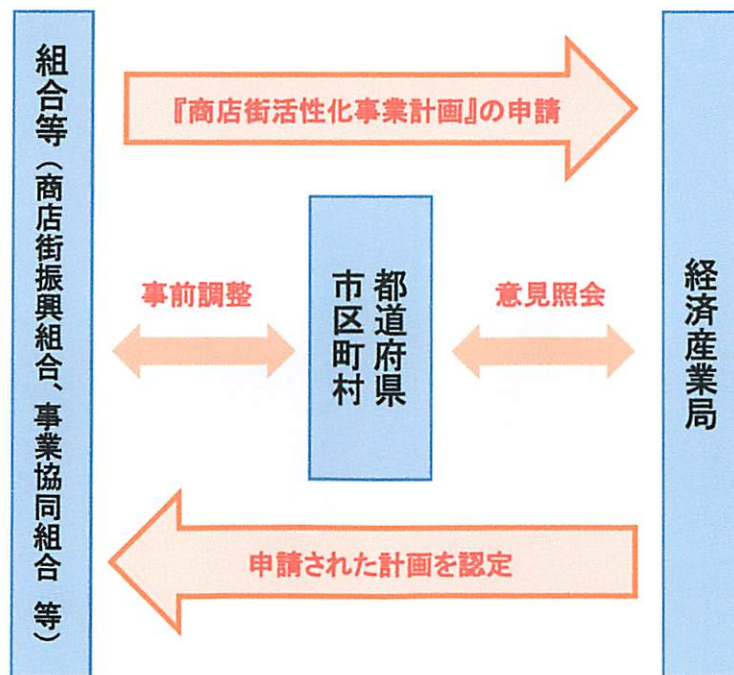


地域商店街活性化法の概要

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等による、地域住民のニーズに基づく取組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行います。

1. 法による認定の仕組み



計画の認定を受けた商店街振興組合等や、その構成員である商店主などが行う『商店街活性化事業』について、様々な支援を行います。

2. 拡充された支援策の内容

《補助金・税制・融資支援を抜本的に拡充》

★補助金 補助率最大2/3

★税制 土地等譲渡所得の1500万円特別控除
(商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策))

★融資 市町村による高度化融資の新設
小規模企業設備導入無利子貸付
(貸付割合1/2→2/3)

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

★(株)全国商店街支援センターによるサポート
人材研修、起業支援、支援人材の派遣、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

※ 計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくことになります。

3. 法認定の対象となる事業の例

地域に貢献する事業: 高齢者・子育て支援、宅配サービス 等

地域の魅力を発信する事業: 地域イベント、商店街ブランド開発 等

上伝馬商店街の活性化事業計画が国から認定を受けました

更新日：2012年4月17日

県下初！国の認定事業がスタート！

上伝馬商店街では『上伝馬未来構想』の実現に向けて、地域商店街活性化法に基づく活性化計画策定を行い、平成24年2月15日付で国（経済産業省）への認定申請を行いました。そしてこの度、県下初となる認定が決まり、併せて平成24年度の補助金要望も採択されました。

経済産業省関東経済局の発表につきましては、[こちらのページ](#)を、ご覧ください。



図：上伝馬未来構想イメージ図

計画のコンセプト

藤枝のお茶を活用した地域高齢者に優しいコミュニティ型宿場町の創造・活性化事業

計画内容

多世代が交流できる地域住民参加型の定期市を開催し、商店街と地域住民との交流を促進
 地域資源のお茶を活用したサービスを提供することで、地域の高齢者から観光客まで気軽に立ち寄れるお休み処の設置・運営
 老朽化したアーケードを撤去し、宿場町らしい景観作りを実現し、来街者にとって安全・安心な街路環境の整備

数値目標として、来街者数の10%増加、個店の各売上げ平均3パーセント増加を目指します。
 これらの取り組みは、アンケート調査結果による地域住民のニーズを踏まえた計画となっており、この度認定を受けたことにより、国からより厚い支援を受け、今年度より事業が実施されていきます。
 平成21年に制定された地域商店街活性化法により、地域住民のニーズに応じた取り組みが求められている中、上伝馬商店街の取り組みは、藤枝市だけでなく県下のモデルケースとして期待が高まります。

担当部課へのお問い合わせ： 産業振興部 商業観光課

住所	〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所 西館4階
電話	054-643-3111（直通：054-643-3078）
FAX	054-643-3610
メールアドレス	sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp

平成24年4月13日

地域商店街活性化法※に基づく商店街活性化事業計画の認定について

地域商店街活性化法では、商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等による地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組に対し支援を行います。

同法の規定に基づき申請された事業計画について審査した結果、本日、宇都宮オリオン通り商店街振興組合（栃木県宇都宮市）など6件の事業計画の認定を行いました。

※地域商店街活性化法の正式法律名は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）

1. 支援策の内容

認定を受けた事業者に対しては、実施事業に対する補助、中小企業信用保険法の特例等の支援措置が講じられます。

また、（株）全国商店街支援センターにより、商店街活性化を担う人材の育成を行うとともに、商店街の活性化に向けた取組を支援するために必要な専門家の派遣、情報提供などを実施していきます。

制度の概要等は、下記アドレスよりご覧いただけます。

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shougyou/mall_activation.html

2. 認定の状況

本日、本法施行後9回目の認定として、当局管内では商店街活性化事業計画6件（全国22件）の認定を行いました。（認定計画の概要については別紙のとおり）

これにより、当局管内で認定された商店街活性化事業計画は34件（全国102件）になります。

今後、地域住民の需要に応じた活性化事業に取り組む商店街に対して、引き続き支援を行います。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室

担当者：藤本（ふじもと）、和田（わだ）、茂腹（もはら）

電話：048-600-0317（直通）

地域商店街活性化法※に基づく第9次認定案件の概要
(※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

平成 24 年 4 月
関東経済産業局

1. 宇都宮オリオン通り商店街振興組合（栃木県宇都宮市）

地域住民との協働による商店街にぎわい拠点づくり事業

- 地元大学と地域住民が連携し、絵画・工芸品を展示することを兼ねた商店街の交流・休憩施設「ギャラリー・カフェ」を空き店舗を活用して創出する。また、当該施設を拠点とした「デジタルまんが祭り in うつのみや」、「山車・火焰太鼓復元プロジェクト」の新規イベントを実施し、商店街の各店舗への回遊を促進する。

2. 秩父市商店連盟事業協同組合（埼玉県秩父市）

秩父神社の魅力と地域資源を活用したコミュニティ商店街の活性化

- 空き店舗を活用した「コミュニティレストラン」を設置・運営し、来街者の休憩スペースを整備するとともに、当該拠点にてエリア内の商店街の店舗への回遊を図るための情報発信も行う。また地元農家と連携し、地場産の安心食材を活用した商品開発を行い、秩父商店街ブランド商品として来街者に提供する。

3. 亀戸いきいき事業協同組合（東京都江東区）

亀戸ブランドを活用した亀戸いきいきコミュニティ創造事業

- オリジナルの亀戸商店街ブランド商品を開発し、地域農産物等をマルシェ（市）にて販売するとともに、商店街の各店舗への回遊を促進するための商店街商品の食べ歩きイベントを実施する。また、交流施設の整備を行うことで、地域住民参加型イベントの実施や、憩いの場を提供することで、地域住民を呼び込む仕掛けを展開する。

4. 万代シティ商工連合会商店街振興組合（新潟県新潟市）

地域住民への健康的ライフスタイルを支援する来街促進及びポイントサービス事業（通称：健康づくり事業）

- 来街者の健康を促進するため、歩行の歩数を商店街の買い物ポイントに還元できる新たなポイントカードシステムを導入し、来街者の増加を図る。また、空き店舗を活用して、地域住民の交流拠点・商店街の情報発信拠点としてのサロンの設置・運営を行う。

5. 湯沢温泉通り事業協同組合（新潟県南魚沼郡湯沢町）

「ぶらぶら歩きができる街」～魚沼地域、湯沢町らしい人・モノ・情報の交流～

- 地域住民の交流拠点となる休憩スペースを設置し、カフェ・物産販売等を行うとともに、商店街内を食べ歩きできるオリジナル商品の開発や季節を感じるイベントを実施することで、商店街に地域住民が足を運び滞留する仕掛けを作る。また、来街者の利便性を高めるため、店舗・施設の案内表示・情報誌の発行等を行う。

6. 藤枝宿上伝馬商店街振興組合（静岡県藤枝市）

藤枝のお茶を活用した地域高齢者に優しいコミュニティ型宿場町の創造・活性化事業

- 多世代が交流できる地域住民参加型の定期市を開催し、商店街と地域住民との交流を促進する。また、地域資源のお茶を活用したサービスを提供することで、地域の高齢者から観光客まで気軽に立ち寄れるお休み処の設置・運営を行う。さらに老朽化したアーケードを撤去し、宿場町らしい景観作りを実現し、来街者にとって安全・安心な街路環境を整える。